

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る 付帯要綱Ⅱ（わくわく電気預かりプラン）

2022年4月1日実施

 北陸電力株式会社

太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅱ
(わくわく電気預かりプラン)

目 次

1	適用	2
2	要綱の変更	2
3	付帯契約の申込み	2
4	付帯契約の成立および契約期間	2
5	料金の適用開始の日	3
6	料金	3
7	付帯契約の廃止等	3
8	付帯契約の解除	3
9	その他	4

附則

1	実施期日	5
2	旧要綱の変更	5
3	契約期間の変更に係わる取扱い	5

5 料金の適用開始の日

料金は、この付帯要綱による受給開始の日から適用いたします。なお、受給開始の日は、付帯契約の成立の日以降の任意の検針日とし、発電者と当社との間で協議により決定させていただきます。

なお、原要綱9契約期間(1)ロによって買取制度の対象となる太陽光契約が買取制度の対象とならない太陽光契約となった場合、買取制度の対象とならない太陽光契約となった日と同じ日からこの付帯要綱を適用することを希望される場合の受給開始の日は、買取制度における調達価格適用期間が満了した日の翌日の検針日とします。

6 料金

料金は、原契約25(買取制度終了後の料金)にかかわらず、次のとおりといたします。

- (1) 料金は、次のとおり算定して得た金額とし、料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
 - イ 原要綱26(計量および検針)により算出されたその1月の受給電力量(以下「月間受給電力量」といいます。)を、当社の「電力購入単価表」に定める当該電気需給契約に対応する電力購入単価(以下「契約種別毎の電力購入単価」といいます。)が高い料金区分から順に、ロで定めた電力量を上限に料金区分毎に割当てます(割当てた受給電力量を、以下「割当後受給電力量」といいます。)。ただし、月間受給電力量が月間受給電力量の計量期間と同一期間(以下「同一計量期間」といいます。)における当該電気需給契約の使用電力量を超過する場合、当該超過受給電力量は、契約種別毎の電力購入単価のうち最も金額の低い料金区分の割当後受給電力量に含めるものといたします。
 - ロ イにおける料金区分毎の割当後受給電力量の上限は、同一計量期間における当該電気需給契約の同一料金区分の使用電力量といたします。
 - ハ イおよびロで算定した料金区分毎の割当後受給電力量に、それぞれ対応する契約種別毎の電力購入単価を乗じ、その料金区分毎の金額を合計します。
- (2) 検針期間に当該電気需給契約の契約種別を変更する場合は、月間受給電力量を各々の契約種別を適用した日数の比であん分したうえで、あん分後の各受給電力量をもとに(1)にならってそれぞれ料金を算定し、これを合計して得た金額をその期間の料金といたします。
- (3) 電力購入単価を変更する場合は、適用を開始する日の2カ月前までに、当社ホームページ上でのお知らせ等により発電者にお知らせいたします。この場合、原則、電力購入単価に関して発電者への個別のお知らせは行ないません。
- (4) 料金には、非化石価値等を含むものといたします。

7 付帯契約の廃止等

発電者が付帯契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、発電者から通知された廃止期日に付帯契約を終了させるための適切な措置を行ないません。

なお、特別な事情がない限り、廃止期日は発電者が当社に通知した日以降の任意の検針日とさせていただきます。ただし、当社との太陽光契約も同日に廃止する場合は、この限りではありません。

8 付帯契約の解除

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、一方的に付帯契約を解除させていただきます。
 - イ 1(適用)(2)を満たさなくなった場合

- ロ この付帯要綱を適用する太陽光契約が廃止または解除された場合
- (2) (1) により付帯契約を解除する場合の付帯契約の消滅日は、次のとおりといたします。
 - イ (1) イの場合は、当該条件を満たさなくなった日
 - ロ (1) ロの場合は、この付帯要綱を適用する太陽光契約が廃止または解除された日

9 その他

この付帯要綱に定めのない事項については、原要綱によるものといたします。

附 則

1 実施期日

この付帯要綱は、2022年4月1日から実施いたします。

2 旧要綱の変更

この付帯要綱の実施をもって、太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅱ（わくわく電気預かりプラン）（2020年4月1日実施）は、この付帯要綱に変更したものといたします。

3 契約期間の変更に係わる取扱い

2022年4月1日時点で現に成立している付帯契約の契約期間について、4付帯契約の成立および契約期間（3）中、「契約期間は付帯契約が成立した日から、料金の適用開始の日以降、最初に到来する4月の検針日の前日まで」とあるのは、「契約期間は付帯契約が成立した日から、2023年4月の検針日の前日まで」と読み替えるものといたします。